

京都市「非居住住宅利活用促進税」の概要

税 目	非居住住宅利活用促進税(法定外普通税)									
課 税 客 体	市街化区域内に所在する非居住住宅(住宅のうち、その所在地に住所を有する者が不在のもの)									
課 税 標 準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家屋価値割 : 非居住住宅に係る固定資産評価額(家屋) ・ 立地床面積割 : 非居住住宅の敷地の用に供する土地に係る 1 m²当たり固定資産評価額 × 当該非居住住宅の延べ床面積 									
納 税 義 務 者	非居住住宅の所有者									
税 率	<p>(家屋価値割) 0.7%</p> <p>(立地床面積割) 家屋価値割の課税標準</p> <table style="margin-left: 20px; border: none;"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">700万円未満</td> <td style="padding-right: 10px;">:</td> <td>0.15%</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 10px;">700万円以上900万円未満</td> <td style="padding-right: 10px;">:</td> <td>0.3%</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 10px;">900万円以上</td> <td style="padding-right: 10px;">:</td> <td>0.6%</td> </tr> </table>	700万円未満	:	0.15%	700万円以上900万円未満	:	0.3%	900万円以上	:	0.6%
700万円未満	:	0.15%								
700万円以上900万円未満	:	0.3%								
900万円以上	:	0.6%								
収 入 見 込 額	(平年度) 約 9.5億円									
非課税事項等	<p>(免税点)</p> <p>家屋価値割の課税標準が、条例施行後5年間は100万円未満のもの(本則上は20万円未満)</p> <p>(課税免除)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の用に供しているもの又は1年以内に事業の用に供することを予定しているもの ・ 賃貸又は売却を予定しているもの(事業用を除く) ※ <li style="padding-left: 20px;">※ ただし、1年を経過しても契約に至らなかった場合は免除しない ・ 景観重要建造物その他歴史的な価値を有する建築物 等 <p>(減免)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 転勤中、海外赴任中のため、居住していないもの(ただし、5年間のみ) ・ 入院、施設入居中のため、居住していないもの 等 <p>(徴収猶予)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非居住住宅の所有者が死亡した場合等は、当該事実が発生した日から3年間 									